

# 青森県報

号外第三十五号

平成二十八年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目 次

### 議 会

青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程  
…………… (調査課) ……

## 議 会

### 青森県議会告示第一号

青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県議会議長 清水悦郎

### 青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

青森県政務活動費の交付に関する規程(平成十三年三月青森県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「領収書の写しその他の支出を証すべき書面であつて当該支出の相手方から徴したものの写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及び議長が定めるときは、支出証明書(第二号様式)又は金融機関が作成した当該政務活動費による支出に係る振込みの明細書の写し)」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 領収書の写しその他の支出を証すべき書面であつて当該支出の相手方から徴したものの写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及び議長が定め

るときは、支出証明書(第二号様式)又は金融機関が作成した当該政務活動費による支出に係る振込みの明細書の写し)

二 政務活動実績報告書(第三号様式)

三 事務所状況報告書(第四号様式)

四 費目ごとの按分率一覽(第五号様式)

第二条第三項中「前項」を「前項第一号」に、「第三号様式」を「第六号様式」に改め、同条第四項中「第四号様式」を「第七号様式」に改める。

第三条第一項中「第五号様式」を「第八号様式」に改める。

第五号様式を第八号様式とし、第四号様式を第七号様式とし、第三号様式を第六号様式とし、第二号様式の次に次の三様式を加える。



第4号様式(第2条関係) 平成 年度 事務所状況報告書

議員名

1 所在地等 所在地 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_  
 ・電話番号 \_\_\_\_\_  
 ・延べ床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

2 事務所の設置形態  
 自宅等に設置  自己所有物  
 上記以外  賃借物件 所有者  第三者  親族  生計は同一である  
 賃貸借契約先:  親戚  生計は別である

3 他用途との兼用の有無  
 有  後援会事務所  使用実態による場合  使用面積制  事務所使用面積 (事務所用使用面積) m<sup>2</sup>  
 政党事務所  使用時間制  事務所使用時間 (事務所用使用時間) のうち、政務活動の使用時間 m<sup>2</sup>  
 自宅等  その他( )  
 無  政務活動専用  使用実態に異なることが著しく困難な場合  按分率

※別に後援会や政党の事務所がある場合は、参考までにその名称と所在地を記入願います。

後援会 所在地	名称	政 党 所在地
------------	----	---------------

4 事務所費の支出状況等

項目	支払額/月 円	按分率	按分による政務活動費充当額/月 円
事務所賃借料			
項目	支払額/月 円	按分率	按分による政務活動費充当額/月 円
駐車場賃借料			

項目	按分率	備考	項目	按分率	備考
<input type="checkbox"/> 電気代			<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> ガス代			<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 水道代			<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 水費			<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 灯油代					

※光熱水費等について、上記3と異なる按分率を用いる場合は、備考欄にその理由を記入すること。  
 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第5号様式(第2条関係) 議員名

費目ごとの按分率一覧

1 事務費 (1) 固定電話・ファクシム(番号ごとに記載)  
 電話  ファクシム(番号 \_\_\_\_\_ )  
 政務活動以外にも使用  後援会活動  実態による場合  自宅設置  事務所設置  
 政務活動専用  政党活動  実態による場合  通話時間  その他( )  
 政務活動専用  私的活動  実態による場合  その他( )

(2) ネット回線使用料・プロバイダ料 契約先 ( )  
 政務活動以外にも使用  後援会活動  実態による場合  自宅設置  事務所設置  
 政務活動専用  政党活動  実態による場合  接続時間  その他( )  
 政務活動専用  私的活動  実態による場合  その他( )

(3) 携帯電話 (番号 \_\_\_\_\_ )  
 政務活動以外にも使用  後援会活動  実態による場合  実態による場合  通話時間  その他( )  
 政務活動専用  政党活動  実態による場合  その他( )  
 政務活動専用  私的活動  実態による場合  その他( )

(4) 情報端末(タブレット等)  
 政務活動以外にも使用  後援会活動  実態による場合  実態による場合  通信時間  その他( )  
 政務活動専用  政党活動  実態による場合  その他( )  
 政務活動専用  私的活動  実態による場合  その他( )

(5) 消耗品、備品等  
 政務活動以外にも使用  後援会活動  実態による場合  実態による場合  使用頻度  その他( )  
 政務活動専用  政党活動  実態による場合  その他( )  
 政務活動専用  私的活動  実態による場合  その他( )

2 広報広報費 (1) 広報紙の作成、発行等に要する経費  
 政務活動以外の部分を含む  後援会活動  紙面割合による場合  紙面割合による場合  
 政務活動のみ  政党活動  著しく困難な場合  著しく困難な場合

(2) ホームページの作成等に要する経費  
 政務活動以外の部分を含む  後援会活動  面積割合による場合  面積割合による場合  
 政務活動のみ  政党活動  著しく困難な場合  著しく困難な場合

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県政務活動費の交付に関する規程第二条及び第三号様式から第七号様式までの規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費に係る青森県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県条例第四十五号）第八条第一項に規定する収入及び支出の報告書について適用し、同日前に交付された政務活動費に係る同項に規定する収入及び支出の報告書については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭